

18世紀アメリカに関するエフェメラ

——ワシントン・受領証・手形——

和田 光 弘

本稿は、ワシントンの懐中時計をめぐって論じた前3稿⁽¹⁾を受けて、さらにワシントン関連の史料等を紹介するとともに、新たな史料群を組上に載せて、詳細な分析を試みるものである。新たな史料群とは、いわゆるエフェメラ（ephemera）に相当する史料範疇である。エフェメラとは本来は昆虫のカゲロウの意で、転じて、短期間の使用しか想定されていないチラシの類など、寿命の短い収集品をさす。文書として捉えれば、一紙（単葉）文書の類が多い。これらは一見したところ、およそ重厚な歴史史料の対極に位置する存在とも考えられるが、実際には、用いた者により身近であるがゆえに、置かれた状況や時代をきわめて雄弁に物語る場合も多い。前稿で扱った軍票や、前々稿で論じた差押え令状もこれに分類することが可能だが、本稿ではよりエフェメラの名にふさわしい史料をもっぱら取り上げ、その史的有用性を証明してみたい。また、記念や追悼のメダルやカメオなど、人々の思いが刻み込まれたモノも史料として取り上げ、さらに18世紀の遺産として19世紀前半の史料にまで目を配り、それらも必要に応じて考察の対象としたい。なお、分析に用いるエフェメラやメダル等はすべて、筆者が私蔵するオリジナルである。そもそも文献史料の場合、新たな知見を得ようとすれば、情報の「川」を遡って「源流」へと至る必要があるが、周知のとおり、その源流には文書館や図書館、博物館などが存在し、貴重なコレクションとして多くの文書を収蔵している。古代・中世の文書、そして近世でも17世紀頃までの文書に関しては、源流に厳然と位置するのは文書館・図書館等であり、たとえ個人のコレクションが散見されるとしても、存在自体が知られていない文書を新たに探し出すのは——むろん新たに発見・発掘される文書もあろうが——きわめて困難といえよう。しかし18世紀、特にその後半以降の文書に関していえば、文書館・図書館を越えて、さらに「川上」に遡ることができる。すなわち市井に埋もれている種々の文書を探し出すことができるのであり、そのなかに本稿が対象とするエフェメラも含まれるのである。むろんこの時期の文書であっても、政治史・制度史関連の重要なものについては、当然ながら文書館・図書館をその居としている場合がほとんどと言ってよかろう。しかし、とりわけ社会史・経済史関連の文書の場合、家系に代々伝えられているものなど、いまだ「発掘」の余地は大きい。本稿（前稿、前々稿を含めて）は、その「発掘」のささやかな試みなのである。

(1)

第1章 ワシントンの懐中時計とエフェメラ

第1節 時計・メダル・カメオ

本節では、エフェメラそのものではなく、まずは懐中時計、メダル、カメオなどのモノを史料とすることから始めたい。すべてワシントンに関連するモノである。最初は懐中時計であるが、これについては前3稿において、ジョン・C・フィッツパトリック『ワシントン手稿集成』電子版の悉皆調査をもとに、さらに様々な史料を参照しながら、ワシントンと懐中時計について体系的な形で考察を加えてきた。ここでその全貌を振り返るならば、図1-1のベン図のようになろう。全貌と言っても、この図に記した史料(史料番号は3稿前の表6と同じ)は『ワシントン手稿集成』に収録されているもののみで、具体的な考察に際しては、これ以外の史料を多用した。ともあれ、すでに論じたように、ワシントンの懐中時計の用例は全体で5つの範疇(図のⅢ層目)に分類でき、さらにそれぞれの範疇について措呈される下位分類(Ⅳ層目)とともに史料番号を示したのが、このベン図なのである。この図に表された関係を簡潔な文章で表すために、生成文法の作法を援用するならば、次のようになろう(むろんその作法は、本来の生成文法のものとは大いに異なっている)。

[ワシントン手稿集成 [Ⅰ “watch”(表5) [Ⅱ 懐中時計(表6) [Ⅲ① ワシントン一家の懐中時計購入(表7) [Ⅳ 本人: 1, 5, 6, 8, 16, 17, 30] [Ⅳ 夫人: 20, 21] [Ⅳ 義理の息子: 2, 3] [Ⅳ 義理の娘: 4, 7] [Ⅳ 義理の孫娘: 29, 31]] [Ⅲ② フェアファックスの形見: 22, 23] [Ⅲ③ 大陸軍関連(表1-1) [Ⅳ 時間合わせ: 9, 10, 11, 14, 18] [Ⅳ 盗難等の裁判: 13, 15, 19]] [Ⅲ④ 故コ克蘭少佐の懐中時計の返却: 24, 25, 26] [Ⅲ⑤ レピーヌ製作の懐中時計購入: 27, 28]]]]]

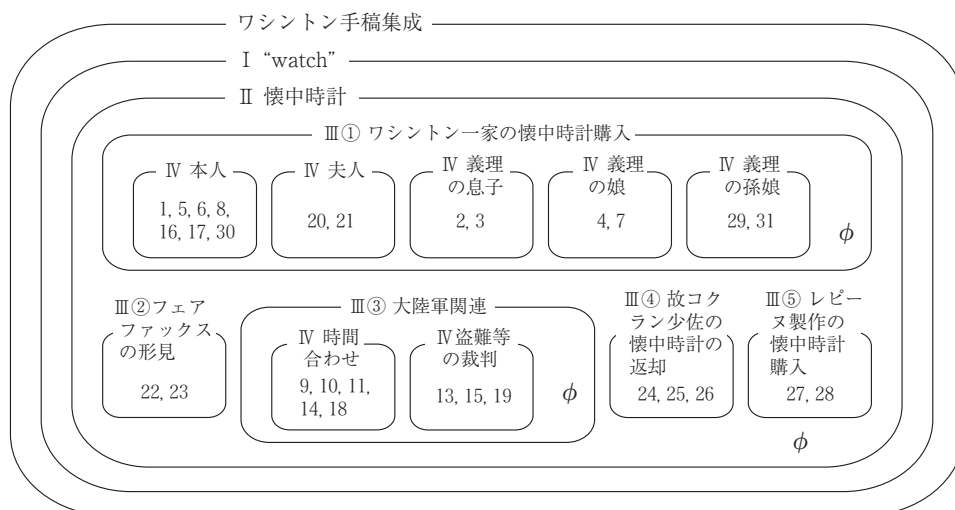


図1-1 ワシントンの懐中時計に関する史料集合構造(ベン図)

表1-1 絵画・彫像に見るワシントンの懐中時計

番号	製作年	作中年	作者	形態		鎖・リボン			典拠
				絵画	彫像	印章	時計の鍵	時計	
1	1776	1776	C・W・ピール	○		○	○ (i)		6 (図9)
2	1779	1777	C・W・ピール	○		○	○		1 (見返し), 5 (64) (ii)
3	1780	—	J・トランブル	○		○			4 (110)
4	1784	1776/7	C・W・ピール	○		○	○?		2 (209)
5	1784	1783	J・ライト	○		○			4 (160)
6	1786	—	J=A・ウッドソン		○	○	○?		4 (154)
7	1792	1776	J・トランブル	○		○			3 (表カバー), 4 (134)
8	1792	—	W・サリヴァン		○			○ (iii)	6 (図13)
9	1800/1	1796	G・ステュアート	○		○?			4 (226)
10	1806	1776	G・ステュアート	○		○	○?		6 (図34)

(i) クランク型の鍵。(ii) 文献1と文献5の絵画では、フォブの描写が若干異なっている。

(iii) 時計ではなく、フォブの円形の飾り板を描写している可能性もある。

【典拠】(括弧内は頁数等)

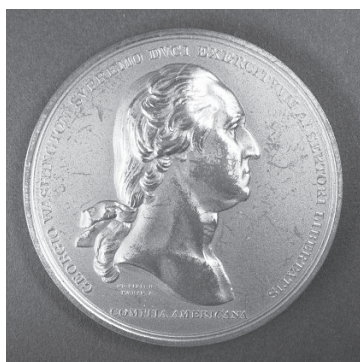
- 1 : F. Freidel & L. Aikman, *George Washington: Man and Monument* (Washington, D.C., 1988).
- 2 : W. R. Hofstra, ed., *George Washington and the Virginia Backcountry* (Madison, 1998).
- 3 : E. G. Lengel, *George Washington: A Military Life* (NY, 2005).
- 4 : W. M. S. Rasmussen & R. S. Tilton, *George Washington: The Man behind the Myths* (Charlottesville, 1999).
- 5 : J. Rhodehamel, *The Great Experiment: George Washington and the American Republic* (New Haven, 1998).
- 6 : B. Schwartz, *George Washington: The Making of an American Symbol* (NY, 1987).

これら各範疇に関する詳細な分析はすでに前3稿で完了しているが、さらに補足として、ワシントン自身の懐中時計の装い方、すなわち彼のファッションとしての懐中時計のあり方について、絵画や彫刻など、ヴィジュアルなモノを史料として参照しつつ、簡潔に見ておきたい。装飾品などの装い方を考察するためには、残されたモノそのもの以上に、当時の肖像画などが役立つのである。ワシントンを描いて有名な絵画や彫像のなかで、彼が腰に何かを提げていることが確認できるものを管見の限りリストアップしたのが、表1-1である。提げている何かとは、印章(シール)や懐中時計、その鍵(ウォッチ・キー)が想定され、それらが鎖もしくはリボンに吊るされていたと考えられる。これらを描いている肖像画等は全部で10点、うち8点が絵画、2点が彫像である。この10点はいずれも生前のワシントンを実際にスケッチし、それをもとに描いたり、作ったりしたものと推定され、これ以降に描かれた絵は、基本的にこれらの絵などを参照したもの、もしくは想像画と考えられるため、とりわけ懐中時計の所持形態について正確な描写は期待しにくく、対象をこの10番までとした。むろん、描かれているワシントンの様相から推測される作中年と、肖像画の製作年に開きがあるものもあり、必ずしも厳密な絵画描写の対象となっているとは限らないものの(すなわち製作時の一般的な風俗

が、そのまま投影されている可能性もある)、これら以上に信頼すべき手掛かりがない以上、これらを前提として議論を構築することは合理的といえよう。ちなみに2番のピール作の肖像画は、2006年のオークションで、アメリカ人の肖像画としては史上最高額の2130万ドルで落札されている(それまでの最高額もワシントンの肖像画で810万ドルである)。

ともあれ、これらの肖像画や彫像を観察すると、大変興味深いことに、ワシントンの懐中時計を直接、描いているものは1点のみであることがわかる。しかもこの1点ですら、表現が明瞭でないために、それが時計なのかどうか、必ずしも定かではない。だが一方で、表中の肖像画等のいずれにも、懐中時計の鍵や印章が描かれているということは、それらが結びつけられている鎖もしくはリボンの先に、懐中時計の存在が想定されねばならない。したがって、これらの事実から帰納される事象は、ワシントンが懐中時計をフォブ、すなわち半ズボン(ブリッチズ)の前方に付けられたポケットに入れたまま、絵の中でポーズを取っているということである⁽²⁾。そして、そのような時計の使用法は、当時の男性の場合、きわめて一般的な装い方でもあった。つまり、時計を傷つけないように携帯する合理的な手段といえたが、時刻のみならず社会的ステイタスをも計るよすがとなる時計は、時刻を確認するとき以外、人の目から隠されていたことになり、ワシントンの懐中時計もまさにそのような状態にあった。ただし、時計の鍵や印章については常時、外に出して腰にぶら下げており、これも当時の一般的な慣習と言ってよい。つまり前稿までの分析で、ワシントンが美しい印章や鍵を積極的に求めたことを明らかにしたが、彼はこれらの小さなアイテムをファッションの一部として、実際に人目につくように用いていたのである。そして懐中時計そのものについては、時刻を確認したり、ゼンマイを巻いたりする際にフォブから取り出し、その機能そのものと機能美の双方——とりわけ前稿で詳述したレピーヌ・キャリバー搭載の時計の場合、薄型で大型——を余すところなく、周りの人々に見せつけたのであろう。時間に厳密なワシントンの場合、それはむしろ実用的な行為であったが、同時に彼の美的センスの表出でもあったのである。

さて次に取り上げるのは、表面にワシントンの肖像を刻み込んだ記念メダルで(図1-2)、後述のように、この肖像のモデルは表1-1の中に見出すことができる。そもそも当時、ヨーロッパ諸国では国家的な記念行事等の際には、国として大型の記念メダルの製作・贈呈等がおこなわれていた。国家創造の途上にあったアメリカ合衆国も、この例に倣って新国家の威光を示すべく、1780年代に計17種類のメダルの制作をパリ造幣局へ依頼した。いずれもが独立戦争の英雄を称えるもので、ワシントン、ホレイショ・ゲイツ、アンソニー・ウェイン、ジョン・ポール・ジョーンズらが対象に選ばれている。つまりこれらのメダルは、国家による記憶・伝統の創造に動員された装置の一つであり、ナショナリズムと記憶の観点からも大変興味深い。ともあれ、このシリーズには“Comitia Americana”(American Congressの意)の文言が刻まれたため、「コミッティア・アメリカーナ・メダル」と呼ばれ、なかでもこのワシントンの記念メダルはとりわけ評価が高く、アメリカ史上、最も有名なメダルの一つとさえ言わ



[表]



[表]

図1-2 ワシントン記念メダル(複製)(筆者所蔵・撮影)

れている(正確には、有名な100種のメダルのうち第2位)⁽³⁾。トマス・ジェファソンは1787年に、これらのメダルをヨーロッパ諸国の君主やアカデミーなどに送り、新国家アメリカの威信を高めたのである。ちなみにこれらのコインの金型は19世紀に入ってもパリ造幣局に保管されており、フランスが手放そうとしなかったため、合衆国造幣局は再鑄造をおこなうために、オリジナルのメダルから型をとり、新たな金型を製作している。

図1-2に掲げたメダルは複製であり、きわめて入手しにくいオリジナルと比べて、むしろ若干の差異が存在する。オリジナルのメダルの成分はブロンズ(青銅)であるが、本複製は材質が異なるのみならず、デザインの詳細(銘文の字体)にもわずかながらオリジナルとの相違が認められる。ただしサイズについては、オリジナルが直径65ないし68ミリであるのに対して複製は68ミリであり、ほぼ同じといってよい。このように総じて見れば、本複製はきわめて忠実に作られた精巧なレプリカと評価できるのであって、銘文等の分析においてオリジナルとの異同に意を用いる必要はないといえよう。

さて、このメダルの裏面の図像からわかるように、本メダルが直接的に称え、記念しているワシントンの偉業は、彼が指揮する大陸軍が1776年3月17日にボストンを奪還した(ボストンを占拠していた英軍を撤退させた)慶事にほかならない。つまり裏面の図像は、ボストン南東の高台ドーチェスターハイツから、ボストンを撤退するイギリス艦隊を見下ろすワシントンと4人の指揮官を描いており、馬上から指をさしているのがワシントンである。この勝利の8日後に大陸会議は記念メダルの発行を決議しており、その決議に基づいて、10年後の1786年に鑄造されたのが本メダルなのである。表面、裏面ともに意匠を描いたのはフランス人のP・S・デュヴィヴィエで、彼の名は表面のワシントンの首の下に小さく刻まれている。そして彼がこのワシントンの肖像を描く際に参照したのが、表1-1の6番にその名が登場するジャン＝アントワヌ・ウードン作のワシントンの胸像にほかならず、当該の胸像はマウントヴァーンから1786年1月にパリに向けて送られているのである。

ラテン語で記された表面と裏面の銘文を見てみよう。

[表]

“GEORGIO WASHINGTON SVPREMO DVCI EXERCITVVM ADSERTORI
LIBERTATIS”
“COMITIA AMERICANA”

[裏]

“HOSTIBUS PRIMO FUGATIS”
“BOSTONIUM RECUPERATUM / XVII. MARTII / MDCCLXXVI.”

表面の銘文の訳としては、「[アメリカ議会より] 軍の最高指揮官、自由の擁護者 [たる] ジョージ・ワシントンに [対して]」、裏面の銘文の訳は、「最初に敗走させられたる敵に [対して]。奪回されたるボストン、1776年3月17日」となる。大陸軍の総司令官にして、建国の最大の英雄であるワシントンを称えるに相応しい銘文であるが、文中の「自由の擁護者」の謂いは、のちの大統領就任式においてもワシントンに対する呼称の一部として用いられた表現であり、このメダルはその先駆をなしているといえる。また、ボストン奪回が、いわば「最初」の対英勝利として位置づけられている——すなわち国がそのように公式に記憶しようとしている——ことも確認できるのである。

さて、この記念メダルのワシントンの肖像と非常に良く似た肖像が描かれているのが、筆者所蔵の鉄製の Cameo (図1-3) である。レプリカではなく、むしろ当時のオリジナルであり、シードパールが Cameo を取り巻き、金製の枠のブローチに仕立てられている (2.8cm×2.3cm。Cameo は 2.1cm×1.7cm)。近年、記憶や追悼に関する研究の深化とともに、モーニング・ジュエリー (「喪のジュエリー」、喪装ジュエリー、メモリアル・ジュエリー) についても学術的な関心が高まっているが、この Cameo はおそらくワシントンの死の直後、1800年頃に作られたと推定され、多くの種類が認められるワシントンのモーニング・ジュエリーの中でも、特筆すべき稀少な逸品のひとつとされる⁽⁴⁾。



図1-3 ワシントン追悼の Cameo
(筆者所蔵・撮影)

じつはこの Cameo は、独立革命期・建国期の政治家・軍人で、いわゆる独立宣言署名者でもあったウィリアム・フロイドがかつて所有し、ウィリアムから5代下った子孫が手放したもので、幸運にも筆者が入手した。したがってその来歴の信憑性に、一点の曇りもない。フロイドについては、19世紀の複数の人名事典のみならず、現代の代表的な人名事典でも取り上げられており、ある程度名の知られた人物といっよい⁽⁵⁾。とりわけ1824年に刊行された事典では、3頁にわたって説明がなされているのみならず、彼の次に収録されている人物はベンジャミン・フランクリンである。フロイド

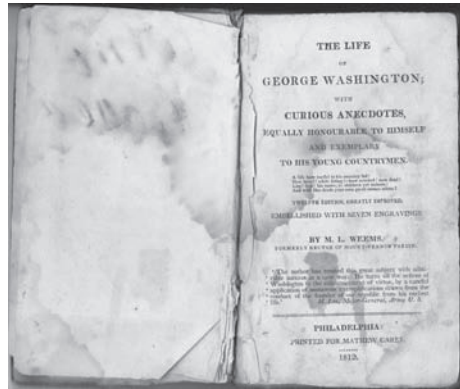
は、1734年にニューヨークのロングアイランドで大地主の父のもとに生まれたが、正規の教育を十分には受けていない。しかし「生まれもつての知的な人物」⁽⁶⁾との記述がある一方で、「聡明ではなかったが、信頼に足る性格と良識によって評価された」⁽⁷⁾との指摘もある。彼はニューヨークの邦議会で活躍し、1774-77年および1778-83年にはニューヨークから大陸会議の議員に選ばれ、戦後は1789-91年に連邦下院議員を務めている。独立戦争中はロングアイランドの民兵隊を率いたが、イギリス軍がニューヨークに上陸して拠点を築いたため、彼の家族はロングアイランドを脱出してコネティカットに移り住み、1784年にはモホーク川沿いの土地、ニューヨークのオネイダ郡の地所を購入し、1803年に家族でその地へ移住している。亡くなったのは1821年である。ワシントンを信奉する彼が晩年、故人を偲ぶよすがとしてこのカメオを入手し、ブローチに仕立てて愛用したのであろう（ただしブローチに仕立てられたのは、さらに後世の可能性もある）。

カメオ自体は、鉄製とはいえ、錆ひとつない極めて精巧な仕事で、いわゆる「ベルリン鋳物(Berlin casting)」として知られる類のものである⁽⁸⁾。この驚くべき鋳造技術は、うち続く戦争で金銀の不足した18世紀のドイツで考案され、ベルリン鉄と呼ばれる特殊な鉄を用いて作られるその鋳物は、文字通りの宝飾品と位置づけられる。この図1-3のカメオもドイツで鋳造され、1800年にアメリカへ運ばれたと推定されている。じつは、これと完全に同一の鉄製カメオを用いた装飾品として、以下の例が知られている⁽⁹⁾。①ワシントンの私設秘書トバイアス・リアの妻（ワシントン夫人マーサの姪）が所有していたブローチ。鉄製カメオはブローチにアレンジされ、ピンと鎖が付けられ、さらにブローチの裏面にはワシントンの毛髪が収められていたと考えられる。②ペンシルヴェニア州レディング在住の将軍が最初に所有していたもので、指輪にアレンジされた（かつてはこの指輪は、葬儀で棺を担ぐ人に与えられたトークンだと信じられていたことがあるという）。また、ワシントンの大統領就任100周年を祝って1889年に出版された本の中でも、この鉄製カメオについて言及されており、それはおそらく①を指しているとされる。そもそも当時、ドイツでこの鉄製カメオが何点作られたのか、定かではないが、少なくとも当初は関係者にのみ頒布された可能性が高い。現存している上記の2点だけを見ても、これがワシントンを悼む貴重な品として位置づけられていたことがわかる。そして、この鉄製カメオのワシントン像のモデルが、先に述べた大型記念メダルのワシントン像と推定されているのである。じつ、両者（図1-2と図1-3）を見比べてみると、カメオの像は小型のためか、ややデフォルメされており、さらに細部の差異も見出されるものの、総じて両者は非常に良く似ていると断じうる。さらにメダルのワシントン像のモデルは、先述のとおりワードンのワシントン像とされることから、ここにワシントン像のモデルの追跡の輪は、みごとに閉じたことになろう。

ただし、本節の最後に、最も有名なワシントンの伝記について触れないわけにはいかない。むしろそれは、メイソン・ロック・ウィームズの『ワシントン伝』である。桜の木を切った少



[表紙]



[扉]

図1-4 ウィームズ『ワシントン伝』(筆者所蔵)

年ワシントンが正直に父に謝ったという、件の伝説を捏造したことで有名な本であり、筆者が所蔵しているのは1812年に出版された第12版である(図1-4)⁽¹⁰⁾。時代を経た革装の表紙の傷み具合からも、本書が読者によって相当に読み込まれ、代を重ねて読み継がれてきたことがわかる。モノとしての書物は、自ら雄弁にその来歴を物語るというべきであろう。同書を著したウィームズは元牧師で(ただし扉に記されている「元マウントヴァーノン教区牧師」の肩書は偽り)、独立革命後は本の行商を生業としたが、ワシントンの死去で彼の生涯への関心が急速に高まっていることに商機を見出し、同書の執筆・出版を企画した。80頁ほどの分量の初版はワシントンの死去の翌年、1800年に上梓されたが、1806年の第5版からはフィラデルフィアの大手出版業者M・ケアリーが出版を引き受け、桜の木のエピソードもこの時に挿入された。同年の第6版からは200頁を超える分量に増補され、以後、ほとんど手を加えられずに、ウィームズの死去する1825年までに29版が刷られた⁽¹¹⁾。次節で触れるヘンリー・リーの推薦文・賛が扉に記されているのも、巧みな販売戦略の一環といえよう。筆者が所蔵する第12版の出版された1812年は、むろん1812年戦争(米英戦争)の始まった年であり、ナショナリズムの高まりと呼応して、大いに売れ行きを伸ばしたであろうことは想像に難くない。亡きワシントンの「利用」の一例といえよう。そう、アメリカ合衆国が存続する限り、国父ワシントンは生き続ける、いな、生かされ続けるのである。

第2節 エフェメラより見るワシントンの親族——受領証と小切手

さて本節では、ワシントンの親族が残した貴重なエフェメラを3点取り上げたい。受領証1葉と小切手2葉である。むろんいずれも筆者の所蔵するオリジナルであり、これらの史料を通して、史料を残した親族当人のみならず、ワシントンその人の姿も炙り出されてくるといえよう。まず3点の史料の原文テキストを掲げ、次いでそれぞれの史料について、テキストの訳と

解釈を示してゆきたい（史料の写真は本稿末尾に掲載）。なお、これらのエフェメラのテキストチャーについては、次章第1節で他の史料とともに分析の俎上に載せ、時間軸の上で相対的な位置づけを探るが、本節においてもテキストを解釈するための重要な手がかりとなる点については、積極的に解析を試みたい。そもそもテキストとテキストチャーは一体なのであって、一方の理解のためには、当然ながらもう一方の理解が不可欠だからである。

(1) 原文テキスト積文

【史料1】

《ro.》

Rec^d [Received] Seven Pounds of Willis Reddicks Wages for May 1769. also / Sixty three Pounds for a Claim allowed the Dismal Swamp C^o. / John Washington /
(in pencil)

Cousin of G. W. / Son of John Washington /

《vo.》

Snodgra[ss?] /

【史料2】

《ro.》

hCashier of the Farmers Bank Alex^a [Alexandria] /
Pay to Mess^{rs} [Messieurs] Bell & Entwisle five dollars — /
\$5— Law^r [Lawrence] Lewis /
11th March 1839 /

《vo.》

Bell & Entwisle /

【史料3】

《ro.》

\$20. Bank of Potomac. /
Pay to Benjamin Welsh, or Bearer, /
Twenty Dollars.— /
Nov^r [November] 9th. 1846. George W P Custis /

(2) テキストの訳・解説

【史料1】

《表》

ウィリス・レディックスより、1769年5月の〔奴隷主に支払う〕賃金分として、7ポンドを受領。さらに、ディズマル湿地会社が認可した〔配分した〕土地の権利のために、63ポンドを受領。 ジョン・ワシントン

(鉛筆書き)

G・W [ジョージ・ワシントン] の親族。ジョン・ワシントンの息子

《裏》

スノッドグラス

この受領証に記された「ディズマル湿地会社」とは、ワシントン本人も参画し、ディズマル湿地を舞台に計画・展開された大掛かりな開発プロジェクトの名称である⁽¹²⁾。ディズマル湿地（大ディズマル湿地）は、ヴァージニアとノースカロライナの境に、大西洋岸からおよそ40キロ内陸に広がる大湿地帯で、中心にはドラモンド湖が位置し、地層は泥炭（PEAT）である。このドラモンド湖は周辺の土地よりも高い位置にあるため、水は湖に流れ込むのではなく、ここから流れ出ており、湖畔に立つ糸杉や杜松などから滲出されるタンニンの作用で水はきれいに保たれ、コーヒー色を呈している。植民地時代、これらの樹木は森林資源としてこけら板（屋根板）に使われ、さらに船舶に積み込む水の供給源となっていた。現在も湿地帯の貴重な生態系は保持され、国立公園局の管理下に置かれている。当時、ワシントンはこの湿地帯4万エーカーを干拓すれば豊かな農地となり、タバコなどが栽培できると考え、当該プロジェクトの推進者に名を連ねた（ワシントン自身も1763年から68年にかけて、少なくとも6回、この地を訪れている）。ワシントンと他の3名（T・ウォーカー、F・ルイス、B・バセット）はディズマル湿地会社（「ディズマル湿地干拓冒険企業」^{アドヴェンチャラー}）を設立し、1763年5月に湿地に赴き、干拓の可能性を探った。彼らがウィリアムズバーグから湿地に向かったちょうどその日に、ヴァージニア植民地の副書記、ウィリアム・ネルソンが植民地参議会に訴えて、ノーフォーク郡など2郡の同湿地帯で、未所有の土地について希望者に売却し、公有地譲渡証書（パテント）を発行するよう請願している。ワシントンは1763年11月に開かれたディズマル湿地会社の最初の会合のために、湿地帯の地形や小川などの詳細な覚書を作成し、その会合においてメンバーは、来年の7月までに各自5名の奴隷を干拓と土地改良のために送ることで同意した。ワシントンは7月に3名の奴隷を送り込んでいる。同年（1764年）12月、会社の経営者たちはサフォークからノーフォークまでの道路沿いの土地（湿地帯を含む）を千エーカー以上購入し、ジョージの遠戚に当たるジョン・ワシントン（ジャック。「サフォークのジョン・ワシントン」と呼ばれ、ジョージの曾祖父の弟ローレンス・ワシントンの曾孫。独立戦争中、マウントヴァーノンの農園の支配人をしていたランド・ワシントンの弟）が、1765年の冬から会社の監督官としてディズマル湿地に留まり、会社の干拓計画を管理した。しかし総勢54名の奴隷を用いてもこの広大な土地を干拓するには労働力不足であり、屋根板、こけら板、下見板などの材木を定期的に市場に送り出すに留まり、会社は土地の干拓よりも林業に事業の比重をシフトさせた。独立戦争で事業は一時ストップしたが、戦後にワシントンは300名のドイツ人やオランダ人を入植させる計画を打ち上げ、さらに1787年、ヴァージニア邦議会はこの地での運

河建設を認める法案を通した。同じ目的で、同湿地のノースカロライナ側には「レバノン会社」が設立され、1793年からは両会社が共同で運河建設にあたったが、完成までには35年もの月日がかかった（奴隷を用いたこの運河建設事業は、“slaveneering”の驚異といわれている）。ワシントン自身は1795年に会社の株をヘンリー・リー（後述のヘンリー・「ライト・ホース・ハリー」・リー）に売却した。ただし、リーは最終的に買い取り資金を用意できず、1809年にワシントンの遺族に株を返却している。結局、ディズマル会社自体は十分な収益を上げることができず、1814年に事実上、解散となったのである。

さて史料の受領証は、ジョン・ワシントンが会社の監督官としてディズマル湿地で指揮をとっていた時期のものである。ウィリス・レディックスについては会社の設立者に含まれておらず、詳らかでないが、会社への出資者と考えられよう。彼は出資者として、労働力と土地に資金を投じ、ジョン・ワシントンが記した本史料を受領証として受け取ったのである。労働力への出資とは、会社で用いていた奴隷の賃金（具体的には、奴隷を貸し出している奴隷主への報酬）の一部、7ポンドであり、土地への出資とは、むろん会社の土地（の権利）の一部を63ポンドで購入したという意であって、とりわけ後者については、別途、正式な証書が作成され、レディックスに与えられたと考えられるが、きわめて簡略な本受領証は、あくまでも現金等の授受の際の証拠となるものと位置づけられよう。

本史料を子細に検討すると、インクで記された十字の印が表側に2か所、裏側にも1か所あり、おおよそこの印をめどに、この文書が短冊状に切られていることがわかる。その切り取り跡が直線であることから、切断にはハサミではなく、ナイフ等が用いられたと想定される。しかもこの切り取り跡は、現代的な刃物の使用を考えなければならないほどには鋭利でなく、また一部には摩耗も見られるため、同時代に切断されたものと捉えて大過ないと思われる。そもそも十字の印が同時代のものか、後世のものかも判然としないが、もし後世にこの短冊部分のみを切り取り、コレクションとしてディスプレイするために記された印であれば、左下隅の記載のように鉛筆で書かれた可能性が高いと思われるため、印自体もやはり同時代のものとすべきであろう。ただし文書の下方には、印や文章の切断が見られないことから、一枚のシートの末尾だったとも考えられる（下方にも十字の印があるため、切断面の可能性がないわけではない）。ともあれ、以下の論理展開は、この切断（および十字の印）が後世のものではなく、同時代のものであるとの前提に立っての議論であり、その点に留意されたい。

この前提に立てば、史料中の本文2行目の下方に署名用のスペースが採られているにもかかわらず、署名がこの印の示す範囲よりはみ出ていることから、本文を記す前に（もしくは、少なくとも署名の前に）この印が記入されたとも考えられる。すなわち、この印をおおよその目安としてその範囲内に入るように書記が本文を記し、ジョン・ワシントンが、その範囲をややはみ出るかたちで署名をしたと思われる。このように、一枚の用紙に必要な応じて順次（もしくは同時に）、領収証を書記が作成し、署名がなされた後、そのたびに（もしくは一斉に）短

冊状に切り離して、相手方に渡したものととも考えられる。ただしこの想定には、疑問もなしとしない。もしも同時代のこの十字の印が、単に短冊状に切り取る位置の大まかな指示であって、大体の目安にすぎないとすれば、印が書かれたのは、署名がなされた後のことであっても不自然ではない。むしろこの印のインクの濃さは、ジョン・ワシントンの署名のそれとよく似ている。さらに、この短冊部分よりも前の文章（署名）の一部が、この文書の1行目にわずかにかかっているということは、少なくとも前の文章が本史料と同じように短冊状に切り離された後に、本史料の文章が書かれたという推定は成り立たない。その場合、前の文章の、おそらくは署名部分（しかもこれはジョン・ワシントンのものではない）にかかることを避けるように切り取るだろうからである。そうであれば、もともとの一枚のシートには、受領証以外の用件が記されていた可能性もあり、受領証として必要な本史料の短冊部分のみを切り取ったとも考えられよう。また、裏面については、スノッドグラスという不詳の人物の署名の上部が切り取られているところから、不必要と判断された文ではないかと想像される（つまり、スノッドグラスなる人物と表面との関連はないと思われる）。そもそもこのように細く短冊状に料紙を切断して利用していることから、紙を節約して用いていた状況が推測され、それゆえ反故紙も用いられた可能性がある。現地の監督官だったジョン・ワシントンが、現場の事務所等で記したものだとなれば、まさに当時のディズマル湿地の現状を示唆する史料といえよう。この受領証は作成された後、表側を内側にして半分に折られ、ウィリス・レディックスによって保管されたのであろう。のちに結局、その折り目から半分に切れてしまっており、本来ならばその時点でこの受領証は破棄、もしくは散逸の運命を免れ得なかったであろうが、裏面の糊の跡が証しているように、ワシントンの親族の署名を持つ貴重なコレクションとして台紙等に張られて保管されたため、滅失することなく今日にまで伝来したのである。

【史料2】

《表》

アレクサンドリアのファーマーズ・バンクの支配人 [へ]

ベルとエントウィッスルの両氏に5ドルを支払われたし。

ローレンス・ルイス

1839年3月11日

《裏》

ベルおよびエントウィッスル

本史料は、銀行に支払いを依頼する相手方の名前（姓）が明記されている記名式小切手である。相手方は2名おり、裏面にはその両名の名が記されている。小切手を換金した際の裏書署名であろうが、両名それぞれの自署ではなく、おそらくどちらか一方の署名となっている。し

たがって支払先は個人2名というよりも、両名の名を冠した商会の類とも考えられる。この小切手を振り出したローレンス・ルイス（1767-1839年）は、ワシントンと同母の妹ベティの息子で、ワシントンお気に入りの甥と呼ばれる⁽¹³⁾。ウィスキー反乱に際しては、ダニエル・モーガン将軍の副官を務めるなどしている。彼は1789年に結婚したが、この最初の妻は1790年、出産時に死去しており、97年の夏にワシントンは彼にマウントヴァーノンに居を移すよう求め、応じたローレンスは8月31日に移り住んだ。彼はこのマウントヴァーノンで、1799年2月22日、ワシントンの67歳の誕生日に、ワシントンの義理の孫娘（エレノア・パーク・カスティス（ネリー））と結婚した。妻ネリーの証言によれば、ローレンスはあまり活発な性格ではなかったようである。体も弱く、プランテーション経営にも不熱心だったという⁽¹⁴⁾。ともあれローレンスはワシントンの遺言執行人の一人に指名されている。

ローレンスが死去したのは、1839年の11月20日であり、場所はアーリントンであった。本史料は1839年3月11日に振り出されたものであるから、死のおよそ8か月前となり、彼の最晩年の筆跡といえる。むろん、日付、場所ともに矛盾はない（アレクサンドリアはアーリントンの近傍）。冒頭の語（Cashier）の頭文字“C”は、おそらく“b”を訂正したものと見受けられるが、それは当初“banker”と書こうとして、すぐに“Cashier”に考えを変えたという経緯、すなわちローレンスの躊躇を表していると思像することもできる。その躊躇の原因をローレンスの老齢に帰すこともできようが、そこにアメリカ英語の“Cashier”の意味の変化を見て取ることもできるかもしれない。なお先述のように、裏書署名は一人の手になるもので、ベルカエントウィッスルのどちらかが5ドルを受領し、双方の名を記したと思われる。また、キャンセルション（消印）として楕形の切り込みが1点認められるが、もちろん銀行が同金額の支払い後、用具を用いて刻んだのであろう。

【史料3】

《表》

20ドル ポトマック銀行

ベンジャミン・ウェルシュもしくは持参人に、20ドルを支払われたし。

1846年11月9日 ジョージ・W・P・カスティス

本史料は記名式小切手であると同時に、持参人（bearer）への支払いも明記されており、その意味では持参人払式小切手でもある。この小切手を振り出した「ジョージ・W・P・カスティス」、すなわちワシントンの名をそっくり与えられたジョージ・ワシントン・パーク・カスティス（1781-1857年）は、ワシントンの義理の孫の一人である⁽¹⁵⁾。彼の父は、ワシントンの妻マーサの連れ子ジョン・パーク・カスティス（ジャッキー）で、このジャッキーは比較的早く結婚して4人の子をもうけたが、独立戦争末期、ヨークタウンの戦いに参戦して20代半ば



図1-5 1840年代のジョージ・ワシントン・パーク・カスティス（複製写真）
（筆者所蔵）

過ぎで病没し、残された子どもたち（ワシントンにとっては義理の孫）のうち、幼い2人をワシントン夫妻は自宅に引き取って育てることになった。義理の孫娘エレノア・パーク・カスティス（先のローレンス・ルイスの妻となった）と、このジョージ・ワシントン・パーク・カスティスである。彼は父ジャッキーの亡年に生を受けたため、その生まれ変わりともいえ、「ワシントン」のミドルネームから少年期は「ウォッシュ」や「タブ」などの愛称で呼ばれて、実子のないワシントンが息子として溺愛した。青年期には学業成績などが芳しくなく、彼を愛するワシントンを大いに悩ませたが、長じて著述家（劇作家）となり、ワシントンの顕彰活動に多大な貢献をなした。彼は19世紀初頭に、ワシントン夫妻や祖父ダニエル・パーク・カスティスの資産を受け継ぎ、ポトマック川のほとりに

アーリントン・ハウスの建設に取りかかる。その完成には15年以上の月日を要したが、これこそ今日、アーリントン国立墓地の高台に佇むあの建物に他ならない。彼の一人娘は、このアーリントン・ハウスで1831年に結婚式を挙げた。新郎は後に南北戦争で南軍を率いることになるロバート・E・リーである。リーの父、すなわち独立戦争で軽騎兵隊を率いて活躍したヘンリー・「ライト・ホース・ハリー（早馬ハリー）」・リーは、1799年12月26日のワシントンの葬儀の際、後世に語り継がれる名文句の弔辞（“First in war, first in peace and first in the hearts of his countrymen ...”）を献じており、リー父子とワシントン家のまことに不思議な縁えにしといえよう。ちなみに、ワシントンは死の間際に、ジョージ・ワシントン・パーク・カスティスと、先のローレンス・ルイスの2人の顔を見たいと強く望んだが、運悪く2人ともその場になかった。しかし後年（1831年）、彼らは一緒に力を合わせて、今日ワシントン夫妻が眠る新しい家族墓所をマウントヴァーノンに建立している。本稿であえて、この2人が振り出した小切手を史料として提示したゆえんである。

1846年の年銘を持つ本小切手は、カスティスが65歳の時に振り出したもので、むろんアーリントン・ハウスで記したのであろう。近傍のポトマック銀行に宛てた指示だが、ウェルシュなる人物については不詳である。そのウェルシュの裏書署名はないが、消印としてX型の切り込みが2点認められるところから、20ドルの支払はなされたのであろう（ちなみに2点の消印の切り込みは、小切手を折り畳んでも重ならないところから、1か所の切り込みが2点のごとく見えるわけではない）。じつは1840年代にカスティスを写した写真が現存しており（図1-5）、写真技術の最初期のものゆえ傷みはあるものの、本小切手を振り出した頃の彼の姿を

目の当たりにすることができる。この十数年後、彼もまた鬼籍に入ることになるのである。

註

- (1) 拙稿「デジタル史料のなかのワシントン——礼儀・プレジデント・懐中時計」(『名古屋大学文学部研究論集』170号、2011年)、同「18世紀アメリカに関するデジタル史料と未刊行手稿史料(1)——ワシントン・懐中時計・差押え令状」(『名古屋大学文学部研究論集』173号、2012年)、同「18世紀アメリカに関するデジタル史料と未刊行手稿史料(2)——ワシントン・モリス・軍票」(『名古屋大学文学部研究論集』176号、2013年)。それぞれ、3稿前、前々稿、前稿と略称。
- (2) フォブは、ズボンやベストの懐中時計を入れるポケットの意のほか、懐中時計の鎖やりボンそのもの(フォブ・チェーン)、さらにその先に付ける小物飾り等の意を有する。ただし、フック(時計を留める金具)のないシャトレヌ(「マカロン」と呼ばれる)が1770年代からヨーロッパで流行し始めており、これを用いていた可能性もある。この時期のフォブやシャトレヌに関しては、以下を参照。Edward Warwick, *et al.*, *Early American Dress: The Colonial and Revolutionary Periods* (New York, 1965), 171; Estelle A. Worrell, *Early American Costume* (Harrisburg, Pa., 1975), 125, 137; John Peacock, *The Chronicle of Western Costume: From the Ancient World to the late Twentieth Century* (London, 1991), 138-143, ジョーン・エヴァンズ(古賀敬子訳)『ジュエリーの歴史——ヨーロッパの宝飾770年』(八坂書房、2004年)、第7章・第8章。
- (3) Katherine Jaeger, *A Guide Book of United States Tokens and Medals* (Atlanta, 2008), 124-125.
- (4) イギリスでは17世紀にも個人の形見を身に着ける習慣はあったが、いわゆるモーニング・ジュエリーは18世紀後半、とりわけ70年代・80年代以降に大流行した。当時のモーニング・ジュエリーに関する近年の学術的成果として、Sarah Nehama, *In Death Lamented: The Tradition of Anglo-American Mourning Jewelry (A Companion Volume to the Fall Exhibition at the Massachusetts Historical Society, 2012)*, (Boston, Mass., 2012); Marcia Pointon, "Jewellery in Eighteenth-Century England," in *Consumers and Luxury: Consumer Culture in Europe 1650-1850*, ed. Maxine Berg and Helen Clifford (Manchester, 1999), エヴァンズ『ジュエリーの歴史』、第8章等が挙げられる。ワシントンの追悼に関しては、Meredith Eliassen, "George Washington, Death and Mourning;" Scott E. Casper, "The Washington Image in American Culture," in *A Companion to George Washington*, ed. Edward G. Lengel (Chichester, West Sussex, 2012)、ワシントンの記念・記憶に関しては、G・カート・ピーラー(島田真杉監訳)『アメリカは戦争をこう記憶する』(松籟社、2013年)、第1章も参照。
- (5) ウィリアム・フロイドはいくつもの人名事典で取り上げられている。現代の代表的な人名事典、*Concise Dictionary of American Biography*, 5th ed., Vol. 1 (New York, 1997), 394-395の他、19世紀の人名事典でもかなりのスペースを割いて言及がなされている。Thomas J. Rogers, *A New American Biographical Dictionary*, 3rd ed. (Easton, Pa., 1824) (『アメリカ人名資料事典(第5巻)』、日本図書センター、2000年)、130-132; William Allen, *The American Biographical Dictionary*, Vol. 1 (Boston, 1857) (『アメリカ人名資料事典(第14巻)』、日本図書センター、2001年)、358; Francis S. Drake, *Dictionary of American Biography*, Vol. 1 (Boston, 1872) (『アメリカ人名資料事典(第9巻)』、日本図書センター、2001年)、331.
- (6) Drake, *Dictionary of American Biography*, Vol. 1: 358.
- (7) *Concise Dictionary of American Biography*, 5th ed., Vol. 1: 395.
- (8) このワシントンの鉄製カメオや「ベルリン鋳物」については、Stephen Decatur, "Flashback: Washington Memorial Jewelry," *American Collector Magazine*, Vol. 7, No. 12 (1939) (www.collectorsweekly.com) を参照。
- (9) Ibid.
- (10) Mason Locke Weems (alias Parson Weems), *The Life of George Washington, with Curious Anecdotes*,

- Equally Honourable to Himself and Exemplary to His Young Countrymen, 11th ed.* (Philadelphia, 1812).
- (11) 山田史郎「本の行商とワシントン伝——メイソン・L・ウィームズと建国期の書物」(『同志社アメリカ研究』30 (1994年)、10-12頁参照。同論文は、ウィームズの『ワシントン伝』についての優れた実証研究である。
- (12) デイズマル湿地会社とワシントンについては、Frank E. Grizzard, Jr., *George Washington: A Biographical Companion* (Santa Barbara, Cal., 2002), 86-87を参照。
- (13) ローレンス・ルイスについては、Grizzard, Jr., *George Washington*, 198-99, 406を参照。
- (14) ネリーは、料理のレシピをはじめ、服飾や掃除、医術に至るまで、自給自足的なプランテーションにおける家事の様々な秘訣を書き残しており、興味深い。Patricia B. Schmit, ed., *Nelly Custis Lewis's Housekeeping Book* (New Orleans, 1982).
- (15) ジョージ・ワシントン・パーク・カスティスについては、拙稿「デジタル史料のなかのワシントン」、198、207頁を参照。

第2章 物語るエフェメラ——証拠証券と有価証券

第1節 史料のテクスチャーの分析

本章で取り上げる対象は、もはや忘却の彼方となってしまった市井の人々が残した生の痕跡、彼ら／彼女らが発したかすかな声である。そのかすかな声を、カゲロウのごとく本来短命であることを運命づけられたエフェメラを通して、聞きとってみようとする試みである。むろん、登場人物の中には当時、権力側に立っていた人物も含まれてはいるが、ほとんどはいわゆる「普通」の人々であり、むしろそれゆえにこそ、さまざまな身近な出来事の中に、時代の相がより明瞭に透けて見えるといえる。そしてそのような分析に際しては、エフェメラこそが有効な史料となりうることが実証されよう。

本稿で扱う史料の法量や透かしなど、広義の形態(テクスチャー)を一覧にまとめたのが表2-1である(史料の写真は本稿末尾に掲載)。史料番号1~3については前章で扱った史料であり、本章では、4以下の14点の史料を組上に載せる。各史料のテクスチャーの中でもとりわけ法量(原則として最大値を採用)に注目するならば——もちろん具体的には製紙の際に用いるデックルのサイズに規定された数値だが——はっきりとした傾向を見て取ることができる。まず、簀の目⁽¹⁾の向きが「横」になっている史料(5~8、10~16)、計11点に注目すると、いずれも今日のレターサイズやリーガルサイズには該当しないものの、横は平均で7.7インチ、縦は3.8インチである。横については、今回史料としたほとんどの受領証や約束手形が採用している7.7インチ前後が、少なくとも18世紀後半において一つの重要な基準であったと考えて間違いなからう。一方、縦に関してはバラエティが大きく、おそらく料紙を適宜、横に切断して利用していた可能性を示唆しているように思われる。すなわちテキストの分量に応じて、適当な縦の長さに切断して用いたため、ばらつきが大きくなったのではないかとの理解である。なんとなれば、料紙の切断面が斜めであったり、不定型であったりするケースが散見され、同時にテキストの分量に対して過不足のない料紙サイズとなっているものも多く、しかも

表2-1 手稿史料の形態(テクスチャー)

史料番号	種類	日付 (年/月/日)	植民地・州(邦)	郡・都市等	法量(m)		料紙	質の目の向き	透かし		記載	形質に関する備考
					横	縦			有無	内容		
1	受領証	1769/5/*	ヴァージニア	(アイズマール湿地会社)	9.4	1.6	質の目紙	横	無	—	—	—
2	小切手	1839/3/11	ヴァージニア	(アレクサンドリア)	6.3	1.8	網目施き紙	—	無	—	—	消印(楕形の切り込み)有り
3	小切手	1846/11/9	ヴァージニア	(アーリントン)	7.0	2.8	網目施き紙	—	無	—	—	消印(X型の切り込み)2点有り
4	受領証	1738/8/23	ペンシルヴェニア	(フィラデルフィア)	6.2	2.2	質の目紙	縦	無	—	—	酸性紙の台紙(220×18.8)に貼付
5	受領証	1757/3/23	マサチューセッツ	バーンスタブル	7.5	2.4	質の目紙	横	無	—	—	—
6	受領証	1755/6/4	コネティカット	ノーウィッチ	7.7	4.3	質の目紙	横	有	英国王の紋章? (GBの語を含む)	順	裏
7	受領証	1760/9/15	コネティカット	ノーウィッチ	7.4	3.8	質の目紙	横	有	英国王の紋章 (王冠付)	逆	裏
8	受領証	1763/*/*	ヴァージニア	ベッドフォード郡	7.6	2.9	質の目紙	横	有	英国王の紋章	逆	表
9	受領証	1790/1/14	(マサチューセッツ)	(グリーンフィールド)	6.0	2.0	質の目紙	縦	無	—	—	—
10	受領証	1794/3/26	マサチューセッツ	イプスウィッチ	7.9	2.8	質の目紙	横	無	—	—	—
11	受領証	1795/12/23	マサチューセッツ	ペンブローク	7.3	3.2	質の目紙	横	有	「I? HAYES」	逆	裏
12	受領証	1795/12/14	ニューヨーク	キングストン	8.1	3.5	質の目紙	横	有	鷲の紋章?	順	?
13	支払指図書	1766/10/29	コネティカット	ハートフォード	8.0	3.3	質の目紙	横	無	—	—	—
14	支払指図書	1768/10/19	コネティカット	ニューヘイヴン	7.6	4.8	質の目紙	横	無	—	—	—
15	約束手形	1744/1/26	コネティカット	ウィンダム郡 カンタベリー	7.7	4.5	質の目紙	横	有	王冠(英国王の 紋章の一部?)	順	?
16	約束手形	1799/4/5	ヴァージニア	ピットシル ヴァニア郡	8.0	6.5	質の目紙	横	無	—	—	取入印紙のエンボス(鷲と「ヴァージニア・25セント」)有り
17	為替手形	1775/3/1	メリーランド	ボルティモア	6.2	3.7	質の目紙	縦	有	英国王の紋章	順?	裏?

法量はセンチで計測した後、インチへ換算した(小数点以下2桁目は四捨五入)

そのテキストはすべて手書きであり、印刷箇所を含む史料などとは異なって、サイズの自由度はきわめて高かったと推測されるからである（むろんテキストが私文書であることも、そのフレキシビリティを保証していたと推測される）。ただしその際も、後述する6.1～6.5インチの2分の1、もしくは3分の2が大まかな目安であったと考えることも可能で、さらにそれらを一定の規格として捉えるならば、規格にそってあらかじめ切断・作成された紙を用いたケースも排除されない。その場合、複数規格の混在ゆえに、縦の偏差が大きくなったと推察することもできる。一方、簀の目の向きが「縦」の料紙（4、9、17）、計3点について見ると、横の平均は6.1インチ、縦は2.6インチである。当該のサイズは、短く簡潔な受領証等を作成する際のスタンダードであったと考えることができよう。

このように考察してみると、他と同じく18世紀後半に記された史料1が、法量としてはかなり異質な属性を有していることがわかるし、19世紀前半の史料2、3は、18世紀とは異なるサイズの展開を意味しているように思われる（ただし2、3のサイズは、後述の種類Cのバリエーションと捉えることもできる）。そもそも2、3については簀の目紙ではなく、18世紀末までにイギリスで用いられるようになっていた網目漉き紙（wove paper）であり、これは今日のいわゆる洋紙の原形とされる。アンテベラム期におけるこれら2点の史料は、アメリカ国内での製紙業の発展を証しているといえよう。

さてここで、これまで——すなわち前々稿、前稿で——扱った史料の平均法量と、上記のごとく概観した本稿の史料（1～3を除く）の平均法量をまとめて示し、ほぼ全史料の法量をコンパクトに一覧するならば、これらがわずか4種類に分類できるという、きわめて興味深い事実が判明する（表2-2参照）。まず、前々稿で取り上げたボストン市公債のサイズは、本稿において簀の目が縦の受領証のサイズと完全に重なるため、同種類とすることができる（種類C）。さらに、この種類C、すなわち簀の目が縦の受領証等の横の長さ

と、縦の長さは、いずれも6.1インチである。

表2-2 各種史料の平均法量（インチ）

種類	簀の目の向き	種類	点数	典拠	法量 (in)	
					横	縦
A	横	差押え令状	9*	I	7.6	6.1
B	横	受領証等	10*	III	7.7	3.6
C	縦	公債（ボストン市）	1	I	6.1	2.6
D	縦	軍票（コネティカット邦）	24	II	6.5	3.8
C	縦	受領証等	3	III	6.1	2.6

この事実は前々稿でも指摘したが、後述するようにむろん偶然のなせる業ではなく、必然の結果である。また、種類Cの縦の長さ（2.6インチ）を3倍すれば（7.8インチ）、上記の種類Aや種類Bの横の長さ（7.6、7.7インチ）とほぼ同じとなり、コネティカット邦軍票（種類D）の縦の長さ（3.8インチ）を2

[典拠] I：拙稿「18世紀アメリカに関するデジタル史料と未刊行手稿史料（1）」、II：拙稿「18世紀アメリカに関するデジタル史料と未刊行手稿史料（2）」、III：本稿

*IIIの史料番号16は、そのサイズから、BではなくAに分類して計算した。

倍しても (7.6インチ)、やはりAやBの横の長さとはほぼ同じとなるが、これも偶然ではないと考えられる。それでは、これらの背後にあって統べる論理と何か。筆者の推論をわかりやすく図解したのが、図2-1である。この図は、これまでの考察から復元した当時の料紙のサイズを、一枚のシート(組版)にあえて載せたもので、シートの上下左右の余白部分(「バリ」に相当する端部)は捨象している。すなわち、印刷所において実際にこの組版で印刷されたという意味ではなく、一種の理念形ではあるが、実際に支えられたモデルといえる(さらに実際の印刷工程においては、印刷機のチンパンに紙をセットし、行燈蓋(フリスケット)を被せるため、ズレ等が生じる可能性もある)。この模式図で見ると、種類A(差押え令状)の縦の長さと、種類C(表2-1の史料番号4、9など)の横の長さが同一であることが容易に理解されるだけでなく、種類D(コネティカット邦軍票や史料番号17の為替手形)の横の長さとも同じであることがわかる。また、種類Cの縦の長さを3倍すれば、種類Aや種類Bの横の長さとはほぼ同じになるということは、たとえば種類Aの料紙を縦に3等分すれば、種類Cが3枚取れることを意味しており、一方、種類Dの縦の長さを2倍すれば、やはりAやBの横の長さとはほぼ同じとなるということは、種類Aの料紙を縦に2等分すれば、種類Dが2枚取れることを意味している。

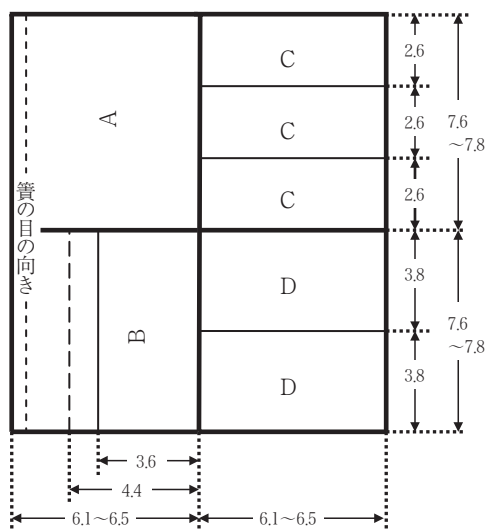


図2-1 各種史料のサイズ構成(推定)

さらに、種類Aと種類Bは横の長さが同じことから、本来は同サイズの料紙と考えることもできるが、種類Bの縦については先述したように、テキストの分量によって適宜、切断して用いられた可能性があるため、種類Aよりも短くなっている。たとえば、種類Bの縦の平均3.6インチを3倍しても(10.8インチ)、種類Aの縦の2倍(12.2~13.0インチ)には届かない。ただし前述のように、種類Bに2種類の基準・規格の存在を仮定すれば、見通しはかなりよくなる。そして、Bの縦がAの2分の1、および3分の2の基準が存在したとすれば、その場合、理論的には前者が3インチ強、後者が4.2インチ前後でなければならない。そこで、それぞれの基準に準拠したと推定される料紙の平均値を実際に算出してみると、四捨五入して前者が3.1インチ、後者が4.4インチとなり⁽²⁾、ほぼ予想どおりの結果が導出された。したがって、たとえば図に記した4.4インチの縦を有する種類Bは、Aを縦に2枚並べた大きさの料紙を横に3等分することで、ちょうど3枚取れるということになる。さらにいえば、表2-2にある種類Bの縦の平均値(3.6インチ)が、これら異なる基準の料紙を一緒に計算したため、いわば

合成の誤謬によって解釈のしにくい数値となったのだとすれば、たとえこの数値が種類Dの縦の長さに近似しているとしても、それは一種の偶然と解すべきであろう（むろん、種類Dの縦の長さが当時の人々に意識されていた証左と理解することもできよう）。ともあれ、前々稿から扱っている史料群が、高度に体系化されたサイズ構成であったことは、上記の総合的な分析により、証明されえたといつてよかろう。なお、テクスチャーのいま一つの属性、透かしから判明する本稿の史料の天地や表裏について付言すると、天地が順の史料も逆のものもあり、表裏についても双方の史料が存在することから、これまで見てきた他の史料と同様に、ランダムに使用されていることが証されたといえよう。

さて、前稿、前々稿を含めて、ここまで読まれた読者諸氏は、ある事実に気づかれたであろう。すなわち上記史料のサイズ分析において、いわゆる外形的な基準（判型）について、これまで積極的に触れてこなかったという点である。その意図するところは、外部からア priori に既成の型を提示して、それを史料のテクスチャーに一方的に適用するのではなく、史料そのものから実証的に、サイズ構成の析出を試みることにあった。なんとなれば、当時の既成・規定のサイズには、たとえ同じ呼称を持つ判型でも、時間的・空間的に種々のバリエーションがあり、かなりの振幅の存在を前提とせざるをえないのであるから、本稿で採用した手法は、虚心坦懐に史料に語らせる——この場合は、モノとしての史料に語らせる——ためには不可欠といえるのである。この筆者の意図は達成されたと考えるが、図2-1で示した各種史料の料紙サイズに対応する（と推定しうる）、いわゆる既成のサイズ名称（判型）を掲げるならば、表2-3のようになろう。すなわち、種類Aの史料を4枚含むサイズに相当する図2-1の料紙全体が、いわゆる2折（フォリオ）であり、種類Aは8折（オクタボ）、種類Dが16折（セクストデシモ）、種類Cが24折（ビセシモクォート）となる³⁾。ただし種類Bについては、種類

表2-3 各種史料の料紙サイズ対応表

判 型	史料タイプ
2折 (fo)	A×4
8折 (8vo)	A
12折 (12mo)	B
16折 (16mo)	D
24折 (24mo)	C

Aの3分の2のサイズ基準を採用した場合のみ、12折（デュオデシモ）と捉えて大過はない（それでも12折の標準的なサイズと比してやや縦が短い）。ともあれ前述のように、このような折判のサイズ自体は、同一名称の場合でも時間的・空間的にかかなりの幅の存在が指摘されうるのだが、本稿では史料そのものに語らせる手法を用いることによって、むしろ逆に、この時代のアメリカにおける当該折判のサイズ的具体相について、実証的な知見を提示しえたといえよう。

第2節 史料のテキストの分析

本節では、史料のテキストの内部に分析を進めてゆきたい。本節で扱う史料、すなわち表2-1の史料4から史料17までの14点は、筆者が私蔵するオリジナルのコレクションの中から選んだもので、種類でいえば4～12までが受領証、13・14が支払指図書、15・16が約束手形、

17が為替手形であり、法的範疇でいえば4～12が証拠証券、13～17が有価証券となる。いずれも使用当時は重要な経済上、商業上の文書であるが、むろんすでに本来の役割を完全に終えており、今日からすればいわゆるエフェメラの類といえる。受領証全9点の史料は、それぞれの対比の軸が鮮明となるように選定しており、たとえば史料4は支配層、5は庶民の残した史料で、さらにセットと言いうる史料6・7を含む計5点がアメリカ独立革命以前のものとなり、史料9以降の4点が革命後、建国期の史料となる。また、史料13・14もセットとなっており、約束手形の史料2点(15・16)は18世紀前半(中葉)と同世紀末、為替手形の史料17は、それら約手とのコントラストが興味深いと思われる。

本節ではまず、史料14点の原文テキストの釈文を記し、ついで1点ずつ、なるべく平易な訳を示しながら、註解・解説を加えてゆくことにしたい。

(1) 原文テキスト釈文

【史料4】

《ro.》

Recead [Received] Augst [August] 23^d 1738 of James Steel the Sum of Two / Hundred Pounds on Acco [Account] of the hon^{bl} [honourable] Thomas — / Penn Esqr [Esquire] W^m [William] Plumsted / should be 24th of aug^t [august] /

《vo.》

Clem^t Plumsted £200 / 24 Augt 1738 /

[attached notes]

Born Died / Member of Assembly of the Province of Penn^a. / 1750, Mayor of Philadelphia. / One of the Original Members Library Co. Philad^a. / Member of the Provincial Council of P^a / The first Theatre in Philad^a was opend in his store / 1754 /

【史料5】

《ro.》

Barnstable March the 23^d 1757 / Then Recvd [Received] of Timothy Chipman Executor to the Last will / and Testament of my honrd [honoured] father Samuel Chipman / Deseased [Deceased] the sum of thirteen pounds Six shilings [shillings] and Eight / Pence Lawfull [Lawful] money BEquathed [Bequeathed] to me in said will in Part / of my Leagisy [legacy] Pr [Per] me Nathaneal Chipman /

£10 [610?] sg^t [sq^{rs}?] [sergent or squares?] Joseph otis six [sir?] these are to Jessie / and one [and?] you to pay to Bar /

Nat [Nathaneal] Chipman[']s / Rect [Receipt] / To Timothy / Chipman / 1757 /

【史料6】

《ro.》

Norwich June 4th 1755 Then Recvd [Received] of / Samuel Gifford Administrator to y^e [the] Estate

of / Aguello Gifford ^dcsd [deceased] Eighteen Shilings [Shillings] Lawful money / for paying y^e
Rates for the year past / Recvd [Received] P^r [Per] me Stephen his mark Gifford /
《vo.》

Stephen / Gifford / Recit. [Receipt] / £0-18-0- /

【史料7】

《ro.》

Norwich September y^e [the] 15th Day 1760 / Rec^d- [Received] of Samuell Giffords fivepounds
Sixteen / Shillings & Threepence Lawfull [Lawful] money Being / the Ballance [Balance] Due to me
~~him~~ Stephen from Stephen / Gifford for Sundry Rates after Taken out one pound / Which I Rece^d
[Received] of Call Funlington for y^e use of sd [said] / Stephens [Stephen's] house and 8/2 for hood
[food?; Wood?] ^I Red [Received] of sd [said] Stephen I Say Rec^d [Received] / Joseph Tracy Jni
[Junior] Constable

《vo.》

Joseph / Tracy / Recit [Receipt] / for / Stephen / Gifford / £5=16=3 /

【史料8】

《ro.》

1763 Bedford County [,Virginia] D^r [Debtor] /
to Jonathan Prather for Sar [Sugar?] chang^d [changed] /
Tob^o [Tobacco] Seald [Sealed] __ 263^{lb}[lbs.] Tob^o [Tobacco] __ /
S [Self] S [Singed] P [Per] Jonathan Prather Constable /

【史料9】

《ro.》

January the 14^d [14th] yr [year] 1790 / Receiv^d of Jonathan Belding two / Shillings lawful money in
full / of all demands from the beginning / of the world to this day by me / Timothy Bascom /

《vo.》

Eng [?] / Timothy / Bascom / Receipt /

【史料10】

《ro.》

Ipswich March 26th 1794 / Rec^d [Received] of Stephen Choate Treasurer of the Town of / Ipswich.
Two pounds, twelve Shillings & three pence / half penney [penny]. Which Sum I have Endorsed on
my / Note which I have against Said Town Dated August / first 1782. which Note was originally
given to John / Smith Ju^r. / £2. 12. 3.½ & Ann Goodhue /

《vo.》

Recept [Receipt] / Anne Goodhue / £2. 12. 3.½ / No. 6— /

【史料11】

《ro.》

Pembroke December the 23^d- 1795 / Recev^d [Received] of Mr Strait Foord Coroner the Sum / of

Two pounds Sixteen Shillings & ten pence / in full for My Self on the rest [reseat] of the jury / of Inquest & Constable who impanneled [impaneled] the jury / on the Body of Sarah Turner then Dead / September the 8th 1795 recevd per me Nath^l [Nathaniel] Smith / Foreman of Sd [Said] / jury /

《vo.》

Cont [Capt?] [Constable or Captain] Nathniel [Nathaniel] / Smith Reseat /

【史料12】

《ro.》

Kingston Desember [December] 14 1795 / Reseved [Received] of Welhalmes Row the sum of / thirty six ^pouds [pounds] in full for Edwart Witcaha / for his negro Robin of say [said?] Reseved [Received] / by me William Marius Groen /

【史料13】

《ro.》

To Joseph Talcott Esq^r [Esquire] Treasurer of the Colony of Connecticut / Pay out of the publick [public] Treasury to Doct^r. John Wood Jun^r of Danbury / the Sum of Ten Shillings and Eleven pence lawfull [lawful] money for Sundries Adminisstered [Administered] to one David Coynden a Transient person which Account / was allowed by the Hon^{ble} Govenor [Governor] and Council / Hartford 29th. Oct^r. 1766 W^m Pitkin Jun^r Clerk of the Councel [Council] /

《vo.》

Do^r. John Wood Jun^r. / 29 Octob^r 1767 / 10/11 / No. 1001 / Audited in [?] Decnb^rmb^r [December?] / p_ 142 / John Wood Jnr

【史料14】

《ro.》

To Joseph Talcott Esq^r Treasurer of the Colony of / Connecticut / S^r [Sir] Please to pay out of the Public Treasury the Sum / of Nine pounds one Shilling and Eight pence lawfull [lawful] / money to the Select men of Guilford for Sundries Expended / for Nursing, Cloathing [Clothing] and Transporting one John — / Brekerson a Transient person which Account was allowed / by the Gov^r. and Council / W^m Pitkin Jun^r. Clerk of y^e Council / Newhaven 19th Oct^r. 1768 / £9. 1. 8

《vo.》

ord^r? [order?] / Select men Guilford / Oct^r 1768 / for 9. 1. 8. / No. 25 / Audited / Guilford / Michael Baldwin /

【史料15】

《ro.》

Jenuary [January] 26 /1743/4 / I Daniel Chapman / of Cantebery [Canterbury] / in the county of windham / : Do for valeu [value] Reseved [Received] promas [promis] to pay / unto John Waterman jun^r of norwich / in the county of newlondon two pounds / 0/0 Gener [General?] money at or before the twenty / Six Day of April next involving this Date / as witnesses [witnesses] my hand / in

presance [presencel] of / Jonathan Wickware [or Wickway, Wiekway] / Silas Pike / Daniel Chapman /
《vo.》

Daniel / Chapman / Note £2-0-0 /

[in pencil, in later ages] Benedict Arnold grandfather / John Waterman /

【史料16】

《ro.》

Know all men by these presents that Henry / Worsham of Pittsylvania County do promise / to pay
unto John Turner of Said County on / demand for Value received the Sum of thirty / pounds two
shillings as witness my hand / & Seal this 5th day of April 179Nine / Teste [Attester?] / Sam^l
[Samuell] Pannill / Henry Barnes / Henry his mark Worship Seal

《vo.》

1800 August 2nd / By Cash _ _ £8-14-5 /

1801 July 17th I assign the within Bond, / to W^m Brown ser? [senior?] for value recd [received] /
John Turner / est [attester?] / Josiah Leake /
sd [sight draft] / Daws? [Draws?] £30

【史料17】

《ro.》

M^r. Climer [Clymer] Pay Francis Sanderson or his / Order the Moneys recovered, on Hook's /
Obligation, and this shall be your receipt [receipt] / in full Baltimore March 1th [st] 1775 / Tho
[Thomas] Cockeydeys /

《vo.》

5 May 1775 M^r: Climer [Clymer] pay the money recovered of / Hooke [Hook] to M^r: George Aston
and this shall by [be] Your / receipt [receipt] in full / Francis Sanderson /
Receivd [Received] August 11 1775 of Daniel Clymer Esq^r. [Esquire] Four Pounds / Seventeen
Shillings together with Eighteen Pounds / Receivd [Received] by Dan^l Clymer Orders on Richard
Peters which is in full of the within Order for F Sander [Sanderson] / Recd [Received] of Peters /
Geo. [Georgel] Aston / 18:0:0 / 4 17.6 / 22:17 6 /

(2) テクストの訳・解釈

【史料4】

《表》

1738年8月23日、トマス・ベン閣下の勘定、計200ポンドを、ジェイムズ・スティールより受
領。ウィリアム・プラムステッド。[以上、W・プラムステッド筆] 8月24日たるべし [支払
期日?] [以上、W・プラムステッド筆? 異筆?]

《裏》

クレメント・プラムステッド。200ポンド。1738年8月24日。[以上、W・プラムステッド筆]
[添付メモ]

生まれ。死去。ペンシルヴェニア植民地代議会議員。1750年、フィラデルフィア市長。フィラデルフィア図書館組合創設メンバーの1人。ペンシルヴェニア植民地参議会議員。フィラデルフィアで最初の劇場が、1754年、彼の店舗に設営されている。

テキスト中に出てくるトマス・ベン（1702-75年）は、ペンシルヴェニア植民地の創設者ウィリアム・ベンの3人の息子のうちの1人（次男）で、彼らは領主植民地である同植民地を父ウィリアムから相続し、共同の領主（co-proprietors）、また名目のみの共同の総督として兄弟で共同統治した。そしてペンシルヴェニア領主たる彼らの資産を管理していたのが、財務官のジェイムズ・スティールである。一方、裏面にウィリアム・プラムステッド（1708-65年）がその名を記したクレメント・プラムステッド（1680-1745年）は、ウィリアムの父親で、イギリス生まれの移民ながら、1723年、36年、41年の3度にわたってフィラデルフィア市長を務め、ペンシルヴェニア植民地参議会議員でもあった。商業に携わっていた息子のウィリアムも、史料中の「添付メモ」にあるように参議会議員に任じられ、1750年、54年、55年の3度、フィラデルフィア市長を務めた。彼はB・フランクリンの友人でもあり、メモにあるようにフィラデルフィア図書館組合創設メンバー、さらに現ペンシルヴェニア大学の創設者でもある。さて本史料は、トマス・ベンが負ったクレメント・プラムステッド（父）への借金を、ペンシルヴェニア植民地の財務官ジェイムズ・スティールが、おそらくは同植民地の財源からウィリアム・プラムステッド（子）に弁済した際に、ウィリアムがスティールに宛てて記した受領証である。父のクレメントはこの1783年の時点でまだ存命なので、何らかの事情で、子のウィリアムが受け取ったのであろう。史料の文面自体は、ほぼすべて彼の自筆と考えて間違いなく、前述のように裏面にある父クレメントの名もウィリアムが記したと考えられるが、父の代理による受領であることを裏書として明記したとも推測される。

1738年に簀の目紙に書かれた本史料は、興味深いことに後代の酸性紙の台紙に貼られている。ただし、貼り付けられているのは受領証の両端で、裏面に文字の書かれた中央部分は糊付されておらず、台紙から文書を少し浮かせれば、この裏書が見られるように配慮されている。また、受領証の左下には「1898」と鉛筆書きされており、これが台紙に貼られた年を意味しているものと思われる。そしてこれを貼った人物が同時に添付メモを記して、やはり台紙に貼り付けたのであろう（この人物は不詳）。貴重な18世紀前半の文書を紛失しないように、19世紀末にこのような作業をおこなったのであろうが、1世紀以上たった今日からすれば、もろくなった酸性紙の台紙に対して、さらにその150年以上前に作られた簀の目紙の受領証の美しさ、丈夫さが際立つ結果となっている。もっとも紙は、18世紀前半までもっぱら輸入品が用いられており、本史料も本国から輸入した品であろう。

【史料5】

《表》

バーンスタブル、1757年3月23日。わが尊敬する父サミュエル・チップマンの死去に際し、その遺言状に記された私への遺産の一部として、私に遺贈された計13ポンド6シリング8ペンスを法貨にて、遺言執行人たるティモシー・チップマンより、ここに受領した。本人により
[受領、自署] ナサニエル・チップマン

《裏》

ナット・チップマンの受領書。ティモシー・チップマンへ。1757年。

本史料が生成されたバーンスタブルはマサチューセッツ南東部、ケープコッド湾南岸に位置する町である。書かれたのは四季支払日の一つ、お告げの日（3月25日）の2日前で、かかるタイミングで本事案が処理された可能性がある。文中の“Pr [Per] me”は、一義的には「私によって受領された」の意と考えられるが、それを自ら証するというニュアンスから、自ら署名する、すなわち自署と意識できよう。本史料は、著名人が登場する【史料4】と比して、いわゆる庶民の残した生の痕跡であり、記された人物の具体相は不詳ながら、内容から判断してティモシーは兄、ナサニエルは弟と同定して不自然ではなかろう。つまり亡父の遺言執行人たる兄から、弟が遺産の一部を受領したことを証した受領証であり、兄がこの受領証を保管していたことは、内容から容易に帰納されるが、裏面の文言もそれを裏付けている。すなわち、「ナット・チップマンの受領書」の文言を記した手は表面と同じ、つまり弟のナサニエルによるものであるが、「ティモシー・チップマンへ。1757年」は明らかに別の手であり、この相続案件を扱った弁護士、もしくは兄のティモシー自身が記した可能性などが想定される。ともあれ、「わが尊敬する父」の文言が、兄弟の心性を表していると思像するのは、感傷的に過ぎるだろうか。なお、裏面には線を引いて文章を削除した跡が見えるが、これらは本受領証とは直接関係のない事柄についてのものと思われる（この部分については翻訳を捨象した）。

【史料6】

《表》

ノーウィッチ、1755年6月4日。故アゲーロ・ギフォードの遺産管理人サミュエル・ギフォードより、法貨[法定貨幣]にて18シリングをこの1年間の出費[土地家屋税、固定資産税、地方財産税]分として、本人が受領。スティーヴン・印し・ギフォード

《裏》

スティーヴン・ギフォード 領収証 0ポンド・18シリング・0ペンス

本史料と次の【史料7】は、5年の差があるものの、同じ町において生成された文書であり

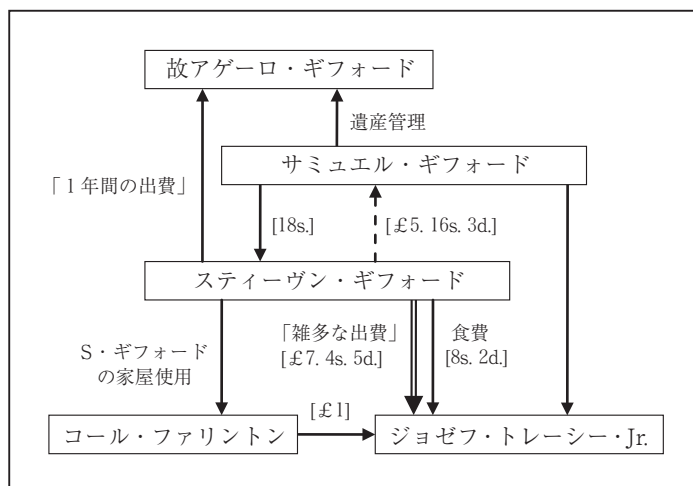


図2-2 ギフォードの支出をめぐる関係図（【史料6】・【史料7】）

(むろん手は異なる)、サムエル・ギフォードとステイーヴン・ギフォードという2名の名が両史料に登場する。単独で現存する一紙文書（単葉文書）の史料範疇で捉えれば、このような事例はきわめて稀なようにも思われるが、両者ともにサムエル・ギフォードに宛てた領収証であることから、同人の家系において保管され、伝来したと想定されるため、いわばセットとして扱うことが可能となる。なお、ノーウィッチはコネティカット南東部の町で、後述するベネディクト・アーノルドの生誕地でもある⁽⁴⁾。18シリングを受領したステイーヴン・ギフォードは、字が書けなかったと思われ、簡単な文様の印し（his mark）を自署の代わりに記しており、このような場合の典型的な署名法といえる（【史料16】も同様である）。また、「出費」と訳出した“Rates”は、訳文に挙げたような具体的な税を含意している可能性もある。

【史料7】

《表》

ノーウィッチ、1760年9月15日。サムエル・ギフォードより、法貨にて5ポンド16シリング3ペンスを受領。これは雑多な出費分として、ステイーヴン・ギフォードより私に当然支払われるべき額であり、上記ステイーヴンの家屋の使用料として私がコール・ファンリントンより受け取った1ポンドと、食費【材木代?】として上記ステイーヴンより受け取った8シリング2ペンスを差し引いた金額である。本人を受領。ジョゼフ・トレイシー・ジュニア、警吏。

《裏》

ジョゼフ・トレイシー 領収証 ステイーヴン・ギフォードに代わって 5ポンド・16シリング・3ペンス

本史料は、前述のように【史料6】と「セット」となった領収証であるが、描かれている内容はやや複雑である。そこで【史料6】の記述内容と合わせて、史料に現れる人々の関係を表にまとめてみた(図2-2)。両史料から析出される人間関係から、【史料5】の場合と同様に、サミュエルが兄、スティーヴンが弟と考えて不自然ではなかろう。もしそうであるならば、むろんアゲーロは二人の父となる。テキスト中の「雑多な出費分」の総額7ポンド4シリング5ペンスは、【史料7】の記述内容から推測される金額で、実際にこの総額がスティーヴンから直接、トレーシーに支払われたわけではない。5ポンド以上を支払ったのは兄と推定されるサミュエルであり、本来ならばスティーヴンが全額支払うべきところ、7割以上を兄が立て替えたことになる(これが遺産の一部であった可能性もある)。なお、「食費」は材木代とも解釈しうる。

【史料8】

《表》

1763年、[ヴァージニア植民地] ベッドフォード郡、借主 [より]
ジョナサン・プレイザーへ 砂糖の交換分として [代金として]
封印済み [検査済み] タバコ 263重量ポンドのタバコ
自署 ジョナサン・プレイザー 警吏

署名、本文ともにプレイザー自身の手になる文書であり、彼がタバコの受領証として、自らが文面も記して署名し、相手方(「借主」)に渡したものであろう⁽⁵⁾。ただし、相手方の名前や具体的な日付(月日)は書かれていない。また受領証書である本史料は有価証券ではなく、単に証拠証券であるから、裏書譲渡などの可能性はむろん無く、さらに折り目から、半分に折りたたまれて保管されていたと推定されるが、特に備忘録としての端裏書なども記されていないため、裏書は皆無である。テキスト中の「封印済みタバコ」の文言から、このタバコが「タバコ検査法」に準拠したものと推測されることから、実際に支払われたのはタバコの現物そのものではなく、「タバコ検査票」であったと考えることができる⁽⁶⁾。

【史料9】

《表》

1790年1月14日。ジョナサン・ベルディングより法貨にて、天地開闢以来今日までの請求分2シリング全額を受領。私 [自身に] により [受領された。署名された]。ティモシー・バスコム。

《裏》

ティモシー・バスコム。受領証。

何らかの賃貸料・使用料として、一定期間分の支払い2シリングを受け取った際の受領証であろう。実際、賃貸料の受領証において今日も用いられる定型表現 (“the Sum of \$ _ in full of all demands for rent”) と非常に似通った文言を、本史料は有している。また、文中の「天地開闢以来 (from the beginning of the world)」とはいかにも大仰な表現であるが、ラテン語の定型句 “Ab initio mundi” に対応しており、強調の意を汲みとるべきであろう。なお、この受領証を記したティモシー・バスコムなる人物は、マサチューセッツ州グリーンフィールド在住の民兵、ミニットマンで、独立戦争の初期の重要な戦いにも加わった人物と考えられる。かの有名なコンコードの戦いにおいて、1775年4月19日にグリーンフィールドから進軍したサム・ウィリアムズ大佐指揮下のミニットマン連隊の点呼名簿 (A・ウエルズ大尉の中隊) の中に、彼の名 (同姓同名の可能性もある) が見えるからである⁽⁷⁾。同連隊の一部は翌5月1日に大陸軍に編入されたが、バスコムに関して以後の詳細は不明である。

【史料10】

《表》

イプスウィッチ、1794年3月26日。イプスウィッチ・タウンの出納官スティーヴン・チョートより、2ポンド12シリング3ペンス半ペニーを受領。同額は、1782年8月1日付で同タウンが発行した手形 [公債] を私が入手し、裏書したもので、同手形はもともとジョン・スミス・ジュニアに振り出されたものである。アン・グッドヒュー。2ポンド12シリング3ペンス2分の1ペニー。

《裏》

受領証。アン・グッドヒュー。2ポンド12シリング3ペンス2分の1ペニー。6番。

1782年8月1日にイプスウィッチの町がジョン・スミス・ジュニアに発行した公債に関して、それを譲り受けたアン・グッドヒューが、1794年3月26日にイプスウィッチの出納官スティーヴン・チョートから所持人として償還を受けた。その事実をグッドヒューが記した受領証である。したがって、当該の公債には少なくとも2人の裏書署名 (第一裏書人はジョン・スミス・ジュニア、もう一人はアン・グッドヒュー) が記されていることが想定されるが、スミスとグッドヒューの間に、さらに他の者に債券が廻っていて、彼らの裏書があることも考えられる。

史料の表面の金額の書き方と裏面のそれが明らかに同じ手なので、表面のテキストを記入した人物と裏面のテキストを記した人物は同じであろう。ただし、裏面のアン・グッドヒューの署名は、表面の署名 (自署) と異なっており、表面・裏面ともテキストはグッドヒューとは別の手になるものと考えられる。なお、テキスト中の “half penney [penny]” (当時の発音はヘイペニー) は金額を表しているため、理論的には “half pence” (ヘイペンス) と記されているも

不思議でないにもかかわらずペニーと表記されており、両者がインターチェンジャブルに使用されていたことを示している。もちろん数字では“1/2”の表記となっている。裏面の「6番」は、何らかの整理番号と推定される。

【史料11】

《表》

ペンブローック、1795年12月23日。1795年9月8日に死去したサラ・ターナーの遺体に関する検死陪審並びに警吏に私自身が再任されたため、検死官ストレイト・フォード氏より計2ポンド16シリング10ペンスを全額受領。本人により受領 [自署]。ナサニエル・スミス。上記陪審の長。

《裏》

警吏 [キャプテン]・ナサニエル・スミス、再任。

ペンブローックはマサチューセッツ州南東部にある町である（イギリスはウェールズのペンブルックとは発音が異なる）。サラ・ターナーはジョシュア・ターナー・ジュニアの妻で、9月7日に79歳で亡くなった人物との情報がある。その死に何らかの不審な点が認められたため（そのような訴えがあったため）、このような手続きがなされたと想定できる。なお、紙片上部の波型は、単に雑な切り取り跡と考えることもできるが、何らかの割符の可能性もある。

【史料12】

《表》

キングストン、1795年12月14日。エドワート・ウィッチャーに代わり、彼の [所有する] 奴隷ロビンの [売却] 代金、計36ポンドを全額、ウェルヘルムズ・ロウより受領。上記 [人物] より本人が受領 [自署]。ウィリアム・マリウス・グローエン [グレン]

ウィッチャーなる奴隷主がロウという人物に売却した奴隷ロビンの代金を、グローエン（もしくはグレン）なる人物が代理で受領したことを証する文書である。裏書はない。キングストンはニューヨーク州にあり、北部の当地でも18世紀末の段階で奴隷売買がおこなわれていたことを如実に証言する史料といえる。36ポンドは当時、かなりの金額といってよく、動産奴隷制の残酷な一面を窺い知ることができよう。

【史料13】

《表》

コネティカット植民地財務官ジョゼフ・タルコット殿。ダンベリー在住の医師ジョン・ウツ

ド・ジュニア先生へ、デイヴィッド・コインデンなる一時滞在者〔浮浪者〕を援助する雑費として、公金より法貨にて計10シリング11ペンスを支払われたし。かかる勘定は、総督閣下と参議会により認可されたものである。ハートフォード、1766年10月29日。ウィリアム・ピトキン・ジュニア、参議会書記官。

《裏》

ジョン・ウッド・ジュニア先生。1766年10月29日。10シリング11ペンス。1001番。12月に監査済み。142。ジョン・ウッド・ジュニア。

本史料は次の【史料14】と完全に同種の文書で、2葉ともにコネティカット植民地の公金の支払指図書であり、同植民地の参議会書記官から財務官に対して出されたものである。前稿で分析したコネティカット邦の軍票と同じ類の構造が見てとれよう。参議会書記官として表面に署名しているウィリアム・ピトキン・ジュニア（1725-89年）は実業家、法律家、政治家で、コネティカット民兵隊第3中隊の士官に任じられ、彼の火薬工場は独立戦争中、コネティカット邦の部隊に火薬を供給していた。のちに、コネティカット州最高裁長官を務める人物である。次の【史料14】と合わせて、当時の救貧の様相を如実に示す史料といえる。裏面のジョン・ウッド・ジュニア医師の署名は、この金額を受領した際の裏書であろう。また、2か月後に監査が適正におこなわれていたこともわかる。

【史料14】

《表》

コネティカット植民地財務官ジョゼフ・タルコット殿。ギルフォード〔タウンの〕理事諸氏へ、ジョン・ブリッカーソンなる一時滞在者〔浮浪者〕への看護・衣類・交通費の支出分として、公金より法貨にて計9ポンド1シリング8ペンスを支払われたし。かかる勘定は、総督と参議会により認可されたものである。ウィリアム・ピトキン・ジュニア、参議会書記官。ニューヘイヴン、1768年10月19日。

《裏》

指図。ギルフォード理事諸氏。1768年10月。9ポンド1シリング8ペンス。25番。監査済み。ギルフォード。マイケル・ボールドウィン。

本史料では用いられているインクがやや薄いのが、どちらも同じピトキン書記官が記していることは明らかである。先の史料（【史料13】）に名が記されていたウッド医師も、タウンの理事（選ばれた行政官で、タウンの理事会を構成し、タウンの行政を執行する）であったと考えられるが、本史料の場合、特定の理事の名は記載されておらず、複数の理事（「理事諸氏」）への支払いとされている。また、やはり先の史料にあった救貧の「雑費」の主たる内容が、本史

料によって「看護・衣類・交通費」であることが推測される。なお、先の1766年の証書の日付が10月29日、本1768年の証書の日付が10月19日であることから、10月下旬にこのような手続きがおこなわれた可能性が高いと判断できよう。裏書に署名のあるマイケル・ボールドウィンなる人物は、おそらくギルフォードの理事の1人で、この金額を受け取った際に、受領の証しとして自署の裏書をしたのであろう。

【史料15】

《表》

1743年 [旧暦] / 44年 [新暦] 1月26日、私、ウィンダム郡カンタベリーのダニエル・チャップマンは、ニューロンドン郡ノーウィッチのジョン・ウォーターマン・ジュニアに対し、一般的な [一般に通用する] 貨幣にて2ポンド0シリング0ペンスを、来る4月の26日に、もしくはそれ以前に支払うことを約束する。ジョン・ウィックウェア [ウィックウェイ、ウィークウェイ]、サイラス・パイクの立会いのもと、自署をもって証する。ダニエル・チャップマン。

《裏》

ダニエル・チャップマン、手形、2ポンド0シリング0ペンス。

[後世の鉛筆書き] ベネディクト・アーノルドの祖父、ジョン・ウォーターマン。

次の史料（【史料16】）が一覧払手形であるのに対し、本史料は期限付手形である。この約束手形は振出日からちょうど3か月後、もしくはそれ以前に支払うとの文言が記されているため、確定日払いの手形（日付後定期払いや一覧後定期払いではなく）といえる。むろん「それ以前に」と書かれていても、実際に「以前に」支払われた可能性は低く、確定した支払日（すなわち3か月後の4月26日）に支払いがなされた（もし不渡りとならなければ）のであろう。なお、“Do for valeu [value] Reseved [Received]” は典型的な対価受領文句であり、“as witnesses [witnesses] my hand” の表現も自署を意味する常套句で、いずれの文言も約束手形にはしばしば登場する。

1752年のチェスターフィールド法の施行まで、イギリス帝国内では旧暦が用いられており、カトリック諸国で広く採用されていた新暦（グレゴリウス暦）と比して、18世紀にはおよそ11日ものずれが生じていたのみならず、年始もお告げの日の3月25日とされることが一般的であった。したがってこのテキスト中の“1743/4”の表記は、年始をお告げの日とすれば1743年1月26日だが、大陸風にな始を1月1日とした場合は1744年1月26日である、との意となる。むろん今日の表記法では1744年である（日付も正確には2月6日となる）。

本史料の表面の最後に記されたダニエル・チャップマンの署名が、仮に同じ表面の最初の1行目に出てくるダニエル・チャップマンの名前を記した手と同じと考えるならば、必然的にこ

の表面の文章はチャップマンが書いたことになろう。また、裏面のチャップマンの名前は、明らかに表面1行目の名前と同じ手になるものと容易に推察されるため、表面、裏面ともにチャップマンが記したとという。その場合、この手形はチャップマンが自らの控えとして持っていた可能性も完全には否定できないが、証人2名（ジョナサン・ウィックウェア [もしくはウィックウェイ、ウィークウェイ] とサイラス・パイク）が署名をしていることから、チャップマンが裏面の端裏書も記して、折った形でジョン・ウォーターマンに渡したものと考えるべきであろう。ただし私見では、表面最後のチャップマンの署名と、1行目のチャップマンの名前は、それぞれ別の手とみなすことも可能である。その場合、誰か別人（おそらくはウォーターマン）がこのテキストを表・裏とも記して、チャップマンが署名をし、さらにその別人が、裏面に備忘等のために端裏書を記したと推察される。

料紙に開けられた5つの小さな穴は、折って保管していた際についたと推定されるが（料紙を折れば、見事に重なって結局2つの穴となるため）、単なる虫食いの穴か、キャンセルシヨンの印かは判然としない。折った状態で付けられた穴であるから、前者の可能性を採用したい。また、料紙をオリジナルの折り方＝順序で折らなければ、5つの穴がうまく2つに重ならないことから、どのようにこの料紙が折られていたのか、その具体的な手順が、この小さな穴から判明するのは大変興味深い。

なお、本史料には後世、鉛筆でテキスト中のジョン・ウォーターマンがベネディクト・アーノルド（独立戦争中、アメリカを裏切ってイギリス側に寝返った将軍でノーウィッチ生まれ）の祖父である旨の注記がなされている。同姓同名の可能性も全くないわけではないが、コネティカット植民地ノーウィッチで死亡したジョン・ウォーターマンは、確かにアーノルドの母方の祖父であり（アーノルドの母ハンナの旧姓はウォーターマン）、本証書に登場する人物と考えても特に矛盾は生じない。このジョン・ウォーターマンは1671年ないし72年に生まれ、1744年に死去しているため、この手形が作成された1月の時点では存命であったと考えられるが（それゆえ「故 (deceased)」などの表記はない）、本人が直接この弁済を受けることはなかったのかもしれない（小さく裏書された名の人物が実際に金を受け取った可能性がある）。

【史料16】

《表》

本証書により、ピッツシルヴァニア郡のヘンリー・ウォーシャムは、同郡のジョン・ターナーに30ポンド2シリングを一覧払にて支払うことを約する。自署および捺印をもって証する。1799年4月5日、証人、サミュエル・パンニル、ヘンリー・バーンズ。ヘンリー・印し・ウォーシャム、捺印。

《裏》

1800年8月2日。現金にて、8ポンド14シリング5ペンス

1801年7月17日。本証書の範囲内で、ウィリアム・ブラウン・シニアに受領を譲渡する。ジョン・ターナー。証人、ジョサイア・リーク。

一覽払手形、振出、30ポンド。

本史料は、1799年4月5日にヘンリー・ウォーシャムからジョン・ターナーに振り出された手形で、金額は30ポンド2シリングである（裏書の中で最も早く、表面のテキストとほぼ同時に記されたと思われる端裏書では、30ポンドという概数になっている）。一覽払とされているが、最初の支払いがウォーシャムによってターナーになされたのは翌1800年の8月2日、現金にて8ポンド14シリング5ペンスであった。そして、さらに翌年1801年7月17日に、ターナーは残り21ポンド7シリング7ペンスの権利をウィリアム・ブラウンに譲渡している。その譲渡の文言の記入に際しては、証人の名も記されている。つまりこの手形は、金額の一部が支払われた後に、残余の債権が譲渡されているのであって、今日の通常の手形の支払・譲渡の方式とは異なる方式が確認される興味深い例といえる。30ポンドはかなりの高額であり、このような方式の方がより現実的であったのであろう。

また本史料には、ヴァージニアの納税管区での使用に供する目的で連邦政府が初めて発行した「25セント、ヴァージニア」のエンボス付き用紙が用いられている。印紙税額別のエンボスがあらかじめ捺された用紙を、貸付額等に応じて購入して使用したのであろう（エンボスの入る箇所を空白にして記入し、貸付額等に応じた印紙税額のエンボスを納税時に捺してもらった可能性は低いと思われる）。なお、驚のエンボス部分に非常に小さな穴が開けられており、このような穴はヴァージニアの印紙税用エンボス付き用紙の多くに見られるが、その機能、意図については判明していない。文中の“Know all men by these presents”は周知のとおり定型句である。また、ヘンリー・ウォーシャムは字が書けなかったため、簡単な文様の印し（“his mark”）を記しており、このような場合の典型的な署名法といえる（【史料6】と同じ）。最後の捺印（Seal）は、署名の代わりに用いられたこの「印し」とは異なり、蠟を用いての印章の捺印に代わるものとして手書きで“Seal”と記す方法で、これも同時代の文書にしばしば見られる簡便な手段である。

【史料17】

《表》

クライマー氏 [へ]。フランシス・サンダーソンもしくはその指図人に、フックの負債に係る賠償金 [回収金] を支払われたし。本証をもって [クライマー氏に対する] 全額分の領収証とする。1775年3月1日、ボルティモア。トマス・コッキーデイズ。

《裏》

1775年5月5日。クライマー氏 [へ]。フックからの [から得た] 賠償金 [回収金] を、ジョー

定されたサンダーソンは、2か月後にアストンにこの手形を裏書譲渡する。そこでクライマーはさらに3か月後、アストンに対して直接・間接に支払いをおこなった。間接とはピーターズを介しての支払いであり、ピーターズとフックの関係は判然としないが、もしも関係があるとすれば、クライマーに替わってフックから「賠償金」の一部を取り立てたと想定される。一方、両者に関係がないとすれば、ピーターズは単にクライマーに対して負債を負っていて、別途、クライマーがフックから回収できなかった金額分を、クライマーに指示されてアストンに支払ったということになる。

なお、裏書にある「サンダーソンへの指図の範囲内での全額」が、数字表記されている「18ポンド0シリング0ペンス」であることは明白であろう。すなわちクライマーからアストンに直接支払われた「4ポンド17シリング6ペンス」に加えて、ピーターズからアストンに支払われた当該の金額を合わせると、総額が22ポンド17シリング6ペンスとなり、これは数字表記の金額と完全に一致する。ただし、このアストンの手になる裏書に記された数字表示の金額「4ポンド17シリング6ペンス」は、裏書中の英文表記の金額「4ポンド17シリング」よりも6ペンス多い。そもそも筆者の筆運びや字の癖から、数字の“0”が“6”のような字形となってしまう可能性もありうるが、本史料においてはそうではなく、明らかに“6”であるため、筆者（アストン）の錯誤と解することもできる。おそらくは6ペンスが少額であるため、英文表記においては省略されたと考えるべきであろう。

支払人のダニエル・クライマーについて付言するならば、彼は1748年にフィラデルフィアで生まれ、66年にプリンストン大を卒業して法律家となり、75年にはフィラデルフィアの民兵隊第2大隊で中尉、翌76年には中佐としてライフル大隊を指揮する一方、革命中は財務関係の役職等を務めた。1782年にはバークス郡からペンシルヴェニア邦議会の下院議員となったが、1810年にレディングで死去している。したがって本史料が生成された1775年には、民兵隊で責任ある地位にあり、テキスト中で“Mr.”や“Esquire”と称されているのも故なしとしない。彼とフックとの関係は不詳だが、総額22ポンド以上もの支払いを無事に完済できたのも、彼の信用力、経済力のゆえと言ってよいのかもしれない。

かくのごとくエフェメラは、はかない存在でありながら、史料として強力なりアリティを有するがゆえに、歴史の日常の一断片を鋭く切り取り、われわれに提示してくれるのであって、それらが物語る幽かな声に耳を澄ませば、完全に消え去ってしまった過去の日々を眼前に「目撃」することも可能となるのである。

キーワード：18世紀アメリカ、エフェメラ史料、ワシントン、懐中時計

註

- (1) なお、本稿でいう「簀の目」とは、デックルに張られた細い金属線が作り出す密線 (wire line) の意であって、それらの細い金属線を固定するために、数センチおきに直角に張られたやや太い金属線が作り出す鎖線 (chain line) の意ではない。
- (2) もちろん、種類Aの3分の1の基準を想定することも可能で、その場合、縦の長さは2インチ強でなければならない。ただし、この基準に合致する料紙は5番のみであり、独立した基準とするにはやや難があると思われるため、本稿では捨象した。したがって、2分の1の大きさに準拠したと考えられる史料は8、10、11、12、13 (縦の平均3.1インチ) であり、3分の2に準拠したと考えられる史料は6、7、14、15 (縦の平均4.4インチ) となる。
- (3) 簀の目は判型に応じて縦・横の向きが変わるが、この対応表はこの点についてもまったく矛盾はない (たとえば2折は横、8折は横、16折は縦など)。なお、本稿の表2-1では捨象したが、前々稿の表2-1の史料番号10は、今日のアメリカにおけるフォリオ判 (本稿では4折判に近い) のサイズに相当する。判型の振幅の証左といえよう。また、これと関連して、前稿の図2-1で示した軍票印刷の際の組版・シート構造についても、同図で提示した仮説、すなわち、まずシートを縦に半分に切断する以外の可能性も指摘しよう。つまり、もしシートを横に半分に切断したとすれば、その料紙は今日のフォリオ判の大きさとなるからである。この仮説を採用した場合、簀の目の向きを整合的に理解する必要から、2枚の軍票がセットで背中合わせに、しかも互いに逆向きに印刷されたと考える必要がある。なお、判型に関してはさまざまな参考文献があるが、歴史的な視座から簡潔に解説したものとして、国立国会図書館編「インキュナブラ——西洋印刷術の黎明」(ndl.go.jp/incunabula/) をあげておきたい。
- (4) ニューヨーク南部ビンガムトンの北北東にある市も同名であるが、蓋然性は低い。
- (5) 本分の最後を、“for Sarching [Searching] / Tob° feald [field]” と読むことも不可能ではなく、その場合、タバコ畑の購入代金としては安価すぎるため、「タバコ畑を採す代金として」の意となるが、やや無理があるように思われる。
- (6) 拙著『紫煙と帝国——アメリカ南部タバコ植民地の社会と経済』(名古屋大学出版会、2000年)、第6章参照。
- (7) www.franklincountyhistory.com/greenfield/everts/06.html/

Abstract

Historical Ephemera of 18th Century America: Receipts, Drafts, and George Washington

Mitsuhiro Wada

This paper investigates several interesting aspects of 18th century America utilizing a little over fifteen historical ephemera privately owned by the author. First, as an introduction, the section 1 of the chapter 1 deals with three items concerning George Washington (GW) in their historical contexts: a pocket watch, a medal, and a cameo. An analysis of GW's pocket watches from his portraits is an epilogue of the former three articles written by the author in this bulletin on GW's timepieces. Historical meanings of a famous memorial medal ("Comitia Americana medal") issued by the U.S. government in 1780s and dedicated to GW, and a precious "Berlin casting" iron cameo, on which the bust of GW is engraved and had been owned by a descendant of William Floyd, a revolutionary general (now owned by the author) are also analyzed. The section 2 of the chapter 1 treats three valuable ephemera written by relatives of GW: a receipt issued in 1769 by John Washington, a distant relative of GW and an overseer of the Dismal Swamp Company, a check issued in 1839 by Lawrence Lewis, GW's favorite nephew, and a check issued in 1846 by George Washington Parke Custis, GW's adopted grandson and the original owner of Arlington House.

The section 1 of the chapter 2 is an analysis of the "texture" (physical characteristics) of the seventeen ephemera dealt with in this article and other historical documents dealt with in the former articles, which induces interesting facts on the size-system of documents used at that time. The section 2 of the chapter 2 analyzes the text itself of fourteen ephemera such as receipts, promissory notes, and bills of exchange including a receipt for the repayment by Thomas Penn, a son of William Penn, the founder of the colony of Pennsylvania.

Keywords: 18th-century America, Historical Ephemera, George Washington, Pocket Watch